



割快いたすのでございますが、果してこれが全治するかどうか、普通の方ではなかなか菌が消滅できないような状態にはなりませんけれども、果してこれが全治いたしますかどうかというところにつきましてはなかなか疑問があると思いますので、プロミンは菌の發育を阻止するという性質のものでございまして、菌をすつかり殺してしまおうというとはなかくむずかしいのではないかと考へられまして、發育を阻止して間に体力のほうでそれに打勝つというような状況で症状が経過いたしますが、全治するかどうかということにつきましては學問的にもまだ疑問がある点だと思ふのでございます。

○榊原孝君 御提出の法案の中に伝染の虞れがあるという言葉が使われておりますが、伝染の虞れがあるのとなひのはどこで区別することができまうか。○政府委員(山口正義君) 一応臨床症状、或いは細菌学的検査等によりましてそれを判断するのでございまして、特に菌を検査いたしました菌の検出ができるというような場合には、これは伝染の虞れが非常に濃厚であるといふふうに考へるわけでございまして、○榊原孝君 聞くところによりますと、菌の検出というものは非常にむずかしいので、場合によりまして一年くらい調べて漸く菌が証明される場合もあるということですが、それは、伝染の虞れがあるということとこの法案で医師が診断することになつておりますが、その標準はどういうこととございませうか。

又先ほど承りますとプロミンを使ひましても、それは全治するといふことを言えないようなお話でございまして、そういういたしますとの標準によつて伝染のおそれあるということと収容を強制するといふような関係になつて来るのでございませうか。今日でなくとも結構ですからあつたその点の眼界を承りたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) 強制的にやります場合にはやはり症状がはつきりしておるといふようなものでないといふけないと思ふのでございまして、○榊原孝君 どうも今の御答弁ははつきりしません、改めてお考えおき願つて、はつきり、この法案の審議に當つても重大なこととございまして、つと學問的にはつきりお知らせを願ひたいと思ふのであります。

ついでに承ります、先ほどあつたこの議會裏でいろいろ陳情居座りをしておられるかた、どれを見まして、私も、私も一見いたしました症状がはつきりいたしておるのでございまして、それは伝染の虞れがないといふこととで表にお出しになつたのでございませうか。

○政府委員(曾田長景君) 伝染の虞れがあるかないかといふことの問題は非常に技術的にもむずかしい問題でございまして、実際に今日まで入所とか或いは退所を許します場合の基準は、今も公衆衛生局長からお話申上げましたように、入所いたしました場合には入所を強制しなければならぬといふに足りる相当確たる根拠がなければならぬ間題であります、この入所を命じますときにはより厳密な申しますか、確かに伝染の虞れがあるといふことがかなり高い程度に至りまないと必ずしも強制はしないといふような立場をとつております。

一遍患者として中に入りまして、それで相当長い期間経過を見ておりまして患者であるといふことが確認され、そしてその経過を見守つて参りました療養所の医師がいたしまして、先ほど榊原先生からお話がございまして、その患者が十分治りきつたといふに断定するのにはよほど慎重に考へなければならぬ、逆の意味で慎重に考へなければならぬ、関係から、入りますときにははつきり患者で、感染力あるらしい患者であるといふことが十分確定でなければこれを強めない。又それに対して退所いたしました場合には、その場合に比べますれば前からの経過がわかつておる関係から、例えば菌が一回、二回或いは一カ月という程度の証明がなされなくても、まだその二カ月後、三カ月後に出る菌があるといふふうな考へられまう限り、病院としては伝染の虞れが全くなつたといふふうには断定いたさないような状況であります。たださうな状況でございまして、一時特別な要件がございまして、自分の故郷に帰るといふような場合には、一週間或いは三週間の間菌を排泄するといふことが先ずないであらうといふことが細菌学的にも又臨床的にも判定されますならば、そのような場合には伝染の虞れが極めて微弱なものといふふうに考へて外泊を許可するといふようなことが実際では行われておるわけであります。

○榊原孝君 これがこの法案の一番重大な点と思ひますので、今のお話ではどうも納得できないのであります、何も揚げ足をとつておるというわけではございませぬ。でありますから、この次までに当局の統一した御答弁がでるようになり、御準備下されて、十分御答弁を頂かないと、この問題がこじれると思ひます。

もう一つだけあります、このら病患者を患者だといふ理由で強制して収容するといふことになるのでございまして、それは公共の福祉に反するといふ意味だと思ふのであります、その公共の福祉に反するといふ意味をどう御解釈になつておられるのでございませうか。例えば数人の人に伝染の虞れがある場合、或いは一人でも伝染の虞れがあるならば公共の福祉に反するの、そこらの点の話をこの次までに承つておきたい。

○山下義信君 時間がないから私は何もないつもりでいたのであります、今榊原委員の御質問に対して当局の御答弁ですね。私も素人でわかりませぬけれども、極く素朴な質問をいたしておきまして、当局の根本的な方針を

只今榊原委員の質疑応答なされたその点を明らかにしておきたいと思ふのであります。私も素人で考へておりますことは、らひの対策につきましては一応或る程度、或る程度といふことはまあ殆んどであります、隔離するといふことが非常に大切なことのように我々は考へてゐる。それで療養所に隔離する、つまり入所させるということについて如何に人権を尊重するかといふことで法律の起草も当局も苦心しているのだらうと思ふ。強度の症状のものでない限りには強制しないといふ建前だといふ御答弁であります。そして私は素人だから、だから素人にわかるように説明して下さい、答弁して下さい。そしてその全治とか伝染の虞れあるとかいつたようならい菌ですか、菌の状況の診断と言ひますか、その認定と言ひますか、そういうものは誠に困難だと、こう言われる。いや治癒したとかしないとかいふことは、私は素人で新聞を見るときは、五年も十年も先になつてみないとわからぬといふことが新聞などに書いてございまして、ちよつとそういうことは、なかなか今日の學問上ではこの程度では伝染するとかしないとか治癒するとかしないとかいふことの診断といふものはなかなか容易でないと言われる。そうすると強度でないものは強制しないといふ建前で今後のらひ対策をやつて行くのだといふこと

で、この法律の骨子といふものが一貫してゐるのですか。そうすると強度の症状のないものは無理に強いて入所を強制する意思はないといふようなことならば、それは大変な私は大きな問題だと思ふのです。ですから素人は

うらい患者ということになると、難観な言い方をしますが一応隔離しなければ伝染の虞れがあるように解釈しておいたのですが、強度のものをこれをいふゆる俗に言うところの強制収容をしようというのであつて、症状が強度でないものはそのような強制はする考へはない、かような御答弁と解釈してよろしくございませうか。私ども素人にわかるように一つ確たる方針をお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) 先ほど榊原先生の質問に對しまして申し上げましたことと只今山下先生の申上げますことのうちで、私達の証明によるというふうに先ほど申上げたと思うのでござい

ますが、菌の証明がなかつたという場合もございませう、私どものほうで診断基準というものを一応作つておりますが、らしい症状のひどい場合には菌の検出が簡単な普通の方法でできるのでもございませう、それで普通の方法ではなかつた、例えば皮膚を極く簡単にとるといふだけでござい

ます、いふ場合も起つて参ります。従いまして只今山下先生の御質問に對しまして菌の検出出来る或いは強度のものだけしか収容するかどうかというお話でございませう、それはらしい患者でいろいろな診断基準によりまして伝染させる虞れがあるという患者はやはり収容するという方針をとるわけでござ

います。ただ私先生ほど榊原先生にお答え申上げました点で言葉が足りませんでした、或いは表現が間違つてお

つたかも知れませんが、お許し願ひたいと存じます、その「伝染させるお

それのある」ということを診断いたし

ます。私どもの確実な方法は菌の検出でございませう、そのほかにやはりいろいろな診断基準によりまして患者であるということがはつきり診断できるものにつきましては、やはりこれを隔離するという方針をとつて参るつもりでございませう。先ほど榊原先生にお答え申上げました点と食違ひがござい

ますれば、お許し願ひたいと存じます。

○山下義信君 素人というものは一逼

開いてもわかりませうから、あとで今の御答弁をじっくり又勉強して頂きます。

それからいま一つ伺ひたいのは、今持つております国立の療養所です、十の療養所その他一時救護所がありま

す。その国立の療養所を更に新設する計画があるかどうか。現在の国立療養所の拡充強化の計画があるかどうか、或いは又療養所の職員等についてこれを増員するような計画があるかどうか、

か、或いは又来年、再来年、この二カ

年なり三カ年の間に療養所を充実するといふたような何カ年次計画でもあるのかどうかという点の当局の持つておる計画の、私たちのわかるような資料を一つ出してもらひたい。それ

でございませう、療養所の内容が充実しなかつたら何にもならない、その点患者にプラスに何にもならない、法律ばかり作つても何にもならない、それで今一つは、その資料の中にはこの二十

八年度予算の編成に際して、当局が各療養所の施設改善その他内容充実について、どれだけの当初予算の見積りをしたかどうか、その点大蔵省の査定は

十六億になつておるが、厚生省は一体

どれだけの要求をしたか、これは当然ある資料です、これを出してもらひたい。それからこの十の療養所に對して厚生省はどういう計画を持つておるか、裏からひっくり返して、この法律を作つたあとでどういう計画でやるのかという計画の我々にわかるような資料を一つ御提出願ひたいと思ひます。これは

一つ委員長から要求して頂きます。

○委員長(堂森芳夫君) 承知いたしま

した。

○高野一夫君 先ほどの榊原委員、山

下委員の質問に關連してお尋ねしたいのでありますが、第五條に「患者又は患者と疑ふに足る相当な理由がある者」を診察させることができる」といふことになつておられますが、「患者と疑ふに足る相当な理由がある者」といふのは、どういふふうにして発見するのですか。

○政府委員(山口正義君) 第四條によ

りまして医師から患者の疑ひがあるとい

ふ届出があつた者、或いはみづから申出た者、或いは顔貌その他の症状から見まして疑ひが非常に濃厚な者とい

ふものを考へておられます。

○高野一夫君 この顔貌から見ても、

どうもらしいやないかといふことはよく

わかるのでありますが、若しこれが被服を着ておつて現れない、着物や

ずぼんをつけておつて、その中に症状があるといふことで、曾てて医師の診

療を受けたことがないといふ者に対してはどういふふうにして発見し、どう

いふふうに着せられるのですか。

○政府委員(山口正義君) そういうも

のはどうも患者と疑ふ根拠を持ち得ませんので、それをこの五條によつて診

察をさせることはできないやないか、

そういうふうにして考へておられます。

○高野一夫君 これはやはり「診察さ

せる」といふことを未然に予防対策を講ずる必要があると思ひますが、私は

医学のことをよく知りませんが、着物を着ていてわからないが、着物の下に

明らかに症状がある、併し発見するこ

とができないといふようなことになれ

ば、この五條は非常に私は死んで行くと思ひます。この着物の下に症状があるかも知れないといふような者にも

何らか診察するような方法は考へえに

ならないのかどうか。

○政府委員(山口正義君) これは今ま

で一遍も医師の診察をしてもらつたことのない者といつた者に対してはなかなか困難かも知れませんが、現在結核

予防法その他の法律によりまして、健康診断とか集団検診をいろいろ実施い

たしますので、着物に隠れてわからな

いような症状といふようなものは、そ

ういふ際にできるだけ気を付けるとい

ふようなことをやらなければならな

いと思ひます、又そういう疾病を発病

するかも知れないといふような人に対

しましては、今後はできるだけ教育を

しまして、そうしてみずからそういう

診察を申出るといふようなことをさせ

るよう指導して行かなければならな

いと思ひます。

○高野一夫君 未だ曾て一度も診察

を受けたこともないし、又今まで患者

を出した家庭でもないといふようなこ

ころに事実患者があつたといふことは有り得ることであるといふので、近所の

噂話でもあつて、例えばどうもあれは

変なところがあるがらしい患者ではない

だらうかといふことであつた場合、こ

れを第五條に該当して診察させるこ

とができるかどうか、伺ひたい。

○政府委員(山口正義君) 聞き込みだ

けでそういうことをやりますことが「相当な理由」と考へられるかどうかといふことは、いろいろ検討しなければならな

いと思ひます、併し発見するこ

とができないといふようなことになれ

ば、この五條は非常に私は死んで行くと思ひます。この着物の下に症状があるかも知れないといふような者にも

何らか診察するような方法は考へえに

ならないのかどうか。

○政府委員(山口正義君) これは今ま

で一遍も医師の診察をしてもらつたことのない者といつた者に対してはなかなか困難かも知れませんが、現在結核

予防法その他の法律によりまして、健康診断とか集団検診をいろいろ実施い

たしますので、着物に隠れてわからな

いような症状といふようなものは、そ

ういふ際にできるだけ気を付けるとい

ふようなことをやらなければならな

いと思ひます、又そういう疾病を発病

するかも知れないといふような人に対

しましては、今後はできるだけ教育を

しまして、そうしてみずからそういう

診察を申出るといふようなことをさせ

るよう指導して行かなければならな

いと思ひます。

○高野一夫君 そういう自発的申出で

はなくして、できるだけこれは隠した

いわけですから、それを強制的にと言

つては甚だ諍弊があるかも知れませ

んけれども、無理にでもその同居者なり

家族に一応の健康診断をするといふこ

とはできるかできないか、又或いはで

きないとお考えになつてこういうふうになつたかどうか、この点を伺いた

○政府委員(山口正義君) 開込み程度で余りはつきりした理由のないのをい

わゆる第五條によつて強制的にやるといふことは、私どもとして差控えなけ

ればならないではないかと考えており

ますが、但し片方におきましては衛生教育を、これは相当時日がかかると思

います、衛生教育をいたしまして、

そういう疑いのある者は、自発的に申

出させるように指導して行かなければ

ならないので、そつちのほうをやつて

行きたいと思ひます。

○高野一夫君 私の上上げておるのは

多少違つておるのです。第五條をこ

のまま適用するという意味ではなくて、

疑わしい患者を診察させるということ

ではなくして、その患者が出た家族な

り、同居者は、疑いのあるなしにかわ

らず、強制的に健康診断をする、こ

ういふ方法が行われるか行われな

いか、この五條を離れてそういうこと

について別に御研究になつたことはな

いかどうか、そうすれば疑いがかど

か、着物の下に隠れておつても健康診

断をするとかかるというように素人に

は考えられるのです。

○政府委員(山口正義君) 家族である

といふことだけで強制的にやるとい

ふことはちよつと無理だと思ひのであ

ります。ほかに何かそれにプラスする根

拠があれば、この相当の理由の中に考

えて行くべきでないかというように

考へておられます。

○有馬英二君 それに関連して、今の

局長の御答弁では、少し私腑に落ちな

いのですが、今までの予防の実際の面

において、は、一家族から一人でも不幸

な患者が出ればその家族はみんな健康

診断を受けておるはずで、私はそう

いふ工合に心得ておりますが、如何で

ございませうか。

○政府委員(山口正義君) 実質的には

相当受けておると思ひのでございま

すが、強制的にそれをやるかどうか、こ

の法律に基いてそれをやるかどうかと

いうことは考えなければならぬもの

と思ひます。

○有馬英二君 そういう場合に、うち

の人が全部診断を拒絶すれば、それは

行われないかも知れないが、このう

ちから患者が出たら、あなたがたはど

うしても早目にそれを診断をしなければ

ならない、早目に治療をすれば治

るのだということを説得して、そうし

てそれや診断しますと、うちの人は

納得して診断させようと思ひのです。

それを強制と言ふか言わんかというこ

とが今問題になつたかと思ひのです

が、実際にいふのはそういう工合にし

なければ予防にはならないと思ひので

す。

○政府委員(山口正義君) そういう場

合におきましては、これを指導によつ

てできるだけたくさんの方が健康診断

を受けるようにやつて行きたい、そ

ういふふうに考へております。

○横山フク君 第二條に「ら」に關す

る正しい知識の普及を図らなければなら

ない」とありますが、こういうこと

に對してどういふことを御計画になる

お考えなんでしょうか。

○政府委員(山口正義君) この「ら

に關する正しい知識」と申しますう

ち、ら、の予防及び医療に關する知識

の普及も勿論でございますが、現在ら

に關しましては因襲的な偏見を持つて

おる人が相当ございまして、それを

打破して行かなければならぬと考へ

ておりますので、そういうらいが遺伝

性の疾患でなく伝染性の疾患であ

る、そして現在はいさゝか治

療法でやれば、こういうふうな軽快す

るものであれば、或いは療養所に入れ

ばこういうふうになるというふうなこ

とを、映画とかパンフレット、或いは

そのほか印刷物、或いは座談会、講

演会というふうなものでやつて参りた

いと存じております。

○横山フク君 お話の程度のこととは私

も想像がつくのでございまして、それ

も、らに對しては本當の知識という

のは余りないと思ひのです、でござ

いますから相當これは知識の普及を図

ることが必要でございまして、そうい

うことも今お話になつたことくらいは

當然なざるべきでありませうが、た

だじやできない、いざれいという法律

を作つて図らなければならぬとすれ

ば、それに裏付けするものが、何かな

ければならないと思ひますが、そうい

うものがどこかに裏付けがあるので

ございませうか。

○政府委員(山口正義君) これは私ど

も現在藤楓協会、元の藤予防協会の

仕事としてやつてもらいたいというふ

うに考へておられて、藤楓協会のほ

うでもそういう仕事を計画してやつて

頂いております。国といたしましては

そういう知識普及に關しましては

つてももういふために、二十八

年度の予算の中に極く僅かではござ

います、百万円の藤楓協会に對する補助

金、委託費として計上させて頂いてお

ります。將來こういう予算はもつと殖

やして行かなければならないと、そ

ういふふうに考へております。

○横山フク君 そうすると藤楓協会

ですか、そこに百万円出しておる、そ

ちらで今までして、今後又するで

しょうが、こういうものに対するパン

フレット或いはリーフレット、映画と

か、こういうものについて具体的に

○政府委員(山口正義君) 従来藤楓協

会は昨年の四月一日から藤楓協会とい

う名前に變更しまして、その以前は藤予

防協会とございまして、その藤予防協

会に對しましてが、これはもう非常

に僅かではございまして、やはり或

ときは補助金という恰好、或るときは

委託費という恰好でございまして、

それを出しまして、パンフレットなど

を作つてもらつておりました。ただそ

の活動が非常に微弱でございまして

で、今後これを伸ばして行かなければ

ならない、こういうふうに考へてお

ります。

○横山フク君 私実は多少自分の身近

に、弟子の中であつたのでござ

います、多少関心を持つております

けれども、そういう点について正しい知

識を知る機会が殆んどなかつたと言

つてもいいと思ひのでございまして。或る伝

染病院の院長の姪も私のうちに弟子に

来ておるのですが、そういう点につ

ての普及の面のこと、私みたいな立

場にあつたもの、そういうことにつ

いて聞く機会がなかつたのですけれ

ども、そういう点は實際以上に怖れられ

ておる、それが今度ああいうような死

物狂いの運動になつて来たと思ひま

す。でございまして、そういう点に

對してもつと積極的にして頂きたい。

外郎団体に百万円ぐらゐやつてそれを

応援して、あとは法律に書いてのほ

んとしておるといふことは、少し無責

任と思ひます。もつと積極性を持つて

活動をして頂くといふことを特にこ

の懇願したいと思ひます。

○常岡一郎君 質疑もたくさんあると

思ひますが、今日はこのくらいにして

頂きまして、らに關する小委員会を

設置するの動議を提出し、その小委員

の教なり、小委員の指名なりは、委員

長に一任することの動議を提出いたし

ます。

○山下義信君 常岡委員の動議に賛成

いたします。

○委員(長(堂森芳夫君) 只今の常岡君

の動議に御異議ございせんか。

○委員(長(堂森芳夫君) 御異議ない

ものと認めます。らに關する小委員を

設けることに決定いたしました。氏名

その他は後ほど指名いたします。

○湯山勇君 私は本法案審議のため、

患者の座り込みについて東京都の責任

者を参考人として呼ぶこと、及びその

人選、手続等は委員長に一任するの動

議を提出いたしました。

○山下義信君 只今の湯山委員の動議

に賛成いたします。

○委員(長(堂森芳夫君) 只今の湯山君

の動議に御異議ございせんか。

○委員(長(堂森芳夫君) 御異議ない

ものと認めます。よつて東京都の責任者

を参考人として呼ぶことを決定いたし

ます。

今日はこれくらいで散会いたします。

午後四時四十八分散会

七月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、健康保険法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は六月十九日）

一、厚生年金保険法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は六月十九日）

一、船員保険法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は六月二十二日）

一、国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は六月二十三日）

昭和二十八年七月二十三日印刷

昭和二十八年七月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局